

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		工作物 完了検査 (建築基準法施行令第138条第3項に該当するものに限る)
根拠法令等及び条項		建築基準法第88条第2項
標準 処理 期間	根拠条項	建築基準法第7条第1項第4号
	設定等年月日	昭和25年11月23日施行 令和7年4月1日施行(現行)
	標準処理期間	申請を受理した日から7日以内
審査 基準	根拠条項	建築基準法第88条第2項
	参考事項	建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法規則、関連告示、通達、例規、関係法令
	設定等年月日	昭和25年11月23日施行 令和7年4月1日施行(現行)
	【 基 準 】 建築基準法 (工作物への準用) 第88条 2 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で政令で指定するものについては、第3条、第6条(第3項、第5項及び第6項を除くものとし、第1項及び第4項は、第1項第1号又は第2号の建築物に係る部分に限る。)、第6条の2(第3項を除く。)、第7条、第7条の2、第7条の6から第9条の3まで、第11条、第12条第5項(第3号を除く。))及び第6項から第9項まで、第13条、第15条の2、第18条(第4項から第13項まで及び第19項から第23項までを除く。)、第48条から第51条まで、第60条の2第3項、第60条の2の2、第60条の3第3項、第68条の2第1項及び第5項、第68条の3第6項から第9項まで、第86条の7第1項(第48条第1項から第14項まで及び第51条に係る部分に限る。)、第87条第2項(第48条第1項から第14項まで、第49条から第51条まで、第60条の2第3項、第60条の2の2、第60条の3第3項並びに第68条の2第1項及び第5項に係る部分に限る。)、第87条第3項(第48条第1項から第14項まで、第49条から第51条まで及び第68条の2第1項に係る部分に限る。)、前条、次条、第91条、第92条の2並びに第93条の2の規定を準用する。この場合において、第6条第2項及び別表第2中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と、第68条の2第1項中「敷地、構造、建築設備又は用途」とあるのは「用途」と読み替えるものとする。 (建築物に関する完了検査) 第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査(建築副主事の検査にあっては、大規模建築	

物以外の建築物に係るものに限る。第7条の3第12項において同じ。)を申請しなければならない。

- 4 建築主事等が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事等又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「検査実施者」という。）は、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。